

岡山市入札外部審議委員会の概要

平成24年度第2回岡山市入札外部審議委員会(以下「審議委員会」という。)を下記のとおり開催しましたので、その概要についてお知らせいたします。

記

1 開催日

平成24年8月2日(木) 午後1時30分から午後3時00分

2 開催場所

岡山市庁舎 5階入札室

3 出席委員(敬称略 五十音順)

井上 信二, 内田 通子, 菊池 捷男, 松本 正子

(欠席) 妹尾 直人

4 事務局

(1)岡山市

三宅統括審議監, 三谷監理課長, 岡本契約課長, 横畑契約課課長代理, 宮安監理課課長補佐, 岡本契約課長補佐, 徳丸監理課主任

(2)水道局

今川統括審議監, 近藤管財課長, 石井管財課課長代理, 樋口管財課契約係長, 神崎管財課副主査, 高田管財課主任

5 会議次第

(1)開会

(2)議題

① 岡山市抽出案件について審議

ア 物品 履行遅延損害金の少額免除について

イ 委託 岡山市庁内ネットワークシステム再構築・運用保守等包括外部委託 ほか1件

② 岡山市水道局抽出案件について審議

ア 工事 浄水発生土整粒施設建屋建築工事

イ 委託 岡山市水道局検針及び料金徴収業務委託

6 会議概要

①ア 履行遅延損害金の少額免除について

(議題の説明)

本議題は、物品購入案件において発生した、売買契約に定められた期限より納入が遅延した契約相手方から徴収することになっている遅延損害金が著しく少額であった場合の取扱いを審議にかけるもの。

Q:これの是非について意見を聞きたいということは、遅延損害金の制度撤廃も含めてか。あるいは、少額免除規定を設けるなどを含めた意見ということか。

A:撤廃については考えていない。各市とも間違いなく、遅延損害金を徴収する規定を設けている。ただ、今回のように物品契約に関しては、少額なものが多いため、著しく少額な遅延損害金が発生する可能性が高いので、それを徴収することの是非について、意見をいただきたい。

Q:今回の事例で遅れた原因は何ですか。震災後、部品の調達が困難だということが言われていたが、それとは全く関係ない理由か。

A:業者は、入札に先立って、対象物品がその納期内に確保可能かどうかをメーカーに問い合わせた上で、応札している。しかし、その問い合わせ時点では確保可能との返答であったが、落札後に発注するとメーカーに他からの発注があって在庫がなくなっており、製造も納期に間に合わないの、市への納入が遅れたと聞いている。

Q:そのような事例が最近は多いということか。

A:少し多くなってきている。

Q:他都市の免除規定は、100円以下か、未満か。

A:100円未満は、免除となっている都市もある。

Q:そのような少額では、払う業者もペナルティとしての自覚はないと思うが、(遅延損害金計算に利用する)3.1パーセントというのはどうやって決まっているのか。

A:政府契約の支払遅延防止等に関する法律に準じて、岡山市契約規則に定めている。市独自の率を決める理由が難しいので、法律の率を使っている。

Q:今回、この納品が遅れたことで、市や市民が困るというような影響があったか。市民生活に影響があったのであれば、これは大変問題だと感じる。

A:この事案については、古いものの買い替えだったので、遅れたことによる具体的な損害はなかった。それでも、本事案では、遅延損害金徴収に加えて、文書による嚴重注意をしている。納期遅延は、契約違反にあたり、市の契約の相手方として不適切な場合は指名停止をするという基準になっているが、今回は市に対して損害を与えたり、業務に支障が生じたりすることはなかったの、不適切とまでは考えず、嚴重注意とした。

Q:今後の遅延予防策として、遅延損害金徴収は必要なのではないか。納期を守ることは大事だと思う。金額の大小にかかわらず、入札によって落札したということは、納期を守るべきなので、今回は指名停止までいかななくても嚴重注意しているように、ルール違反に対してきちんとペナルティを課すべき。

もう少し遅れていて、市民が困ることであれば指名停止ということも視野に入れておくべき。

Q:市民が困ったかどうかは結果論であって、遅れたことを問題とすべきであると思う。結果によってペナルティを課すというのはどうかと個人的には思う。

Q:このような事例が増えてきていることを市はどう考えているのか。

A:増えてきているのは1つ問題と考えている。少額免除規定は3市しか設けていないので、これに踏み切るべきか、正直迷っている。本委員会での意見も踏まえて、今後も引き続き他都市の動向を参考にしたいと考えている。

Q:同じ業者が重ねてペナルティを受ける場合は、重くなるのか。

A:2年以内に同じ違反を犯すとなると、ペナルティは重くなっていく制度になっている。

Q:コスト面の問題もあるのか。

A:場合によっては、遅延損害金より徴収に必要なコストのほうが高くなる可能性も考えられる。ただし、事務的な時間経費はかかるが、金銭的な経費はそこまでかからないと思われる。

Q:金額の多寡ではなく、罰則金を払わないといけない事実があったことを業者に十分自覚してもらう目的で、少額でも遅延損害金を徴収することは非常に意味があると思う。

Q:行政なので、いくらコストは必要でも責任の所在をはっきりしたほうが良い。

Q:少額を免除するということになると、契約違反した業者に恩恵を与えるための制度ということになるので、それなりの理由が必要と思う。その理由が無いまま、契約違反した業者から徴収する遅延損害金を免除するためだけの制度改正は、一般の市民には受け入れがたいのではないか。

Q:徴収規定がある以上は、当然徴収すべき。

A:意見を参考に、まず、市としては業者に納期を守るよう指導を強化していきたい。それでもこういう事例が多くなれば、可能であればコスト計算なども試みた上で、再度審議いただくことにしたい。

①イ 岡山市市内ネットワークシステム再構築・運用保守等包括外部委託ほか1件について (議題の説明)

本議題は、契約期間が長期(第1～3期)にわたる場合の契約保証について審議にかけたもの。

Q:現時点で、契約始期から第1期終了時までの契約保証はあるが、第2期以降の契約保証がないということか。

A:第1期期間の契約保証保険に付帯する特約第2条(次期の契約保証に起因する損害を保険対象としない旨を記載)により、現時点ではそれ以降の保証はあるとは断言できない。

Q:保険会社が第2期の保証をしないと言え、どうするつもりか。

A:保険が無理なら、相手方に対して第2期以降は現金での契約保証を求めることになる。

Q:長期契約で履行保証金の場合の金額は第1期分の1割なのか。

A:第1期目は契約金額全体の1割で、第1期目が履行されたらその分の対価を支払い、第2期目は第1期目の対価額を契約金額から減じた額の1割となる。

第1期間、第2期間、第3期間となっている契約の場合、契約保証金であれば、一番多い額を第1期

の前に預かっており、第2期間の保証額は第1期間の保証額より少ないので、差額を返還するだけになるので全く問題ないが、契約保証保険であれば、第1期間だけは保証がありますが、第2期間、第3期間については、全く保証がない状態になる。第2期も更新して契約保証保険契約ができるのか、できない場合は契約保証金を現金で払ってもらえるのか、そこに確証がない。

Q:保証保険の継続ができない場合、現金で払ってもらおうという約束をすればよいのでは。

A:本事例では、公告の段階でそこまで明記していなかった。現金でも払えないということになれば、契約解除になる。保険会社の立場からすると、保証対象である期間内の業務はきちんと履行できているので、次の期間の保証が取れないことに起因する契約解除により生じた損害については保証しません、という内容を明記したのがこの特約第2条である。

Q:契約の中で、第1期はこうやって保証をもらっているけれども、それ以後についてはどうするかというのは明確にしてないのか。

A:契約の中で、この期間までに次の保証を納めなさいというのは明記している。ただし、現金でということとは定めていない。

Q:本来、岡山市の問題ではなく請負業者と保険会社との問題と思う。市は今後どうしたいと考えているのか。

A:先日審議いただいた結果を踏まえて、保証金を分割できる制度を設計して実際適用したところ、こういう事例が出てきたので、今回はその報告と考えている。現段階では特に問題となっていないので、今後トラブルとなりうる事態が発生した場合は改めて審議いただきたい。

②ア 浄水発生土整粒施設建屋建築工事について
(特に議論はなく終了。)

②イ 岡山市水道局検針及び料金徴収業務委託について

Q:こういう業務の委託は初めてか。過去にもあるのか。

A:これまでも検針業務と滞納整理業務を委託していた。契約期間が終わったので、次の4年間の業務委託について委託内容に清算業務と開閉栓業務委託を追加して入札を行った。

Q:水道局に残るのはどのような業務か。

A:水道料金に関する業務としては、検針結果をもとに料金を確定する調定業務が残っている。

Q:そこを外注に出すということも可能か。

A:可能である。

Q:水道局の職員数に変化はあるのか。

A:業務を委託に出すことで、職員は1割以上減っている。

Q:料金滞納者の水道を止めてしまうところまでの権限を委託先に与えているのか。

A:与えている。

Q:水道を止める判断を委託業者が行うようになったことでトラブルは起こってないか。

A:委託業者も、1回払わなかったら即停めるということはしていないし、相手と話をし、事情も勘案した上で判断しているので、トラブルが全くないというわけではないが、訴えられるようなこともない。

Q:応札者に求める履行実績を満たすのはこの受託業者しかいないのか。他にも何社かあるのか。

A:実績を満たす業者を3社確認していたが、結局他の2社は入札に参加してもらえなかった。

Q:受託業者の業績が良かったら、毎年ごとに随意契約で更新されるということか。

A:業績が良好であれば、1年ごとに随意契約となる。更新の都度、業務内容見直しや価格交渉を行う。平成28年9月30日以降の業務については、新たに入札となる。4年後は、他都市での実績ができたことで応札可能となる業者が増えている可能性はあると思う。

Q:平成14年からこの受託業者と契約しているのか。

A:実際はそうなっている。最初はプロポーザル方式で競争を行い、そのときに落札したがこの業者であった。今回入札を行ったが、結果的には変わらなかった。

(終了)